Ｈ２９．３月
御嵩町（組合）教育委員会

「個別の教育支援計画」の確実な引き継ぎについて

小学校 → 個別の教育支援計画 → 中学校 → 個別の教育支援計画 → 高等学校

【対象】
（１）特別支援学級に在籍している児童生徒
（２）小学校で通級による指導を受けている児童
（３）過去に特別支援学級，通級指導教室において指導を受けていた児童生徒で、継続的な支援が必要と判断された者
（４）継続的な支援を行うことが必要であると校内の教育支援委員会等で判断された児童生徒

【作成にあたって】
・児童生徒のニーズを把握する
・支援の必要性について本人・保護者と共通理解を図る
・本人・保護者との合意形成のもと作成する
・合理的配慮について明記する

【引き継ぎにあたって】
・本人・保護者の了承を得る
・原本を引き継ぐ
・指導要録と共に口頭での引き継ぎを担当者（特別支援コーディネーター及び管理職）が行う
・引き継ぎ後，支援内容を検討する

【保管・提供にあたって】
・写しを１年間保管する
・本人・保護者の了解の上，提供する